



令和 8 年度 市民税・道民税 (国民健康保険税) 申告書

表

恵庭市長 殿 提出年月日	現住所	電話番号		
	1月1日現在住所	個人番号		
	フリガナ	生年月日	世帯主の氏名	続柄
	氏名	明・大昭・平・令 年 月 日		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料	
	給与・年金差引き		円	
	国民健康保険・後期高齢者医療保険等			
	国民年金等			
	介護保険等			
合計				
15 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
	円		円	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	円		円	
介護医療保険料の計		円		
合計				
16 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
円		円		
17~19 寡婦控除 (〇 死別 〇 離婚 〇 生死不明 〇 未帰還) ひとり親控除 勤労学生控除 (学校名)				
20 障害者控除	1 氏名	障害の程度	〇 特別 〇 普通 〇 同特	
	2 氏名	障害の程度	〇 特別 〇 普通 〇 同特	
	3 氏名	障害の程度	〇 特別 〇 普通 〇 同特	
21~22 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者		明・大昭・平・令 年 月 日 〇 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)		
個人番号		配偶者の合計所得金額 円 〇 同居 〇 別居		
23~24 扶養控除・特別 除族	1 氏名	生年月日 明・大昭・平・令 年 月 日	〇 特定親族 同居・別居の区分 〇 同居 〇 別居	
	個人番号	続柄	控除額 万円	
	2 氏名	生年月日 明・大昭・平・令 年 月 日	〇 特定親族 同居・別居の区分 〇 同居 〇 別居	
	個人番号	続柄	控除額	
3 氏名	生年月日 明・大昭・平・令 年 月 日	〇 特定親族 同居・別居の区分 〇 同居 〇 別居		
個人番号	続柄	控除額		
扶養親族等が特定親族である場合には「特定親族」欄に☑を入れてください。 別居の扶養親族等がある場合には、裏面「13」に必要事項を記入して下さい。		扶養控除額の合計		
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	1 氏名	生年月日 平・令 年 月 日	同居・別居の区分 〇 同居 〇 別居	
	個人番号	続柄		
	2 氏名	生年月日 平・令 年 月 日	同居・別居の区分 〇 同居 〇 別居	
	個人番号	続柄		
3 氏名	生年月日 平・令 年 月 日	同居・別居の区分 〇 同居 〇 別居		
個人番号	続柄			
4 氏名	生年月日 平・令 年 月 日	同居・別居の区分 〇 同居 〇 別居		
個人番号	続柄			
25 雑損控除	損害の原因		損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額		保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円		円	円
26 医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補填される金額	
	円		円	

1 収入金額等	事業	営業等	ア				円
	業	農	イ				
	不動産	ウ					
	利子	エ					
	配当	オ					
	給与	カ					
	雑	公的年金等	キ				
		業務	ク				
		その他	ケ				
	総合譲渡	短期	コ				
		長期	サ				
一時	シ						
2 所得金額	事業	営業等	①				
	業	農	②				
	不動産	③					
	利子	④					
	配当	⑤					
	給与	⑥					
	雑	公的年金等	⑦				
		業務	⑧				
		その他	⑨				
	合計 (7+8+9)	⑩					
	総合譲渡・一時	⑪					
合計	⑫						
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬					
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭					
	生命保険料控除	⑮					
	地震保険料控除	⑯					
	寡婦、ひとり親控除	⑰⑱			0	000	
	勤労学生、 障害者控除	⑲⑳			0	000	
	配偶者(特別)控除	㉑㉒			0	000	
	扶養控除	㉓			0	000	
	特定親族 特別控除	㉔			0	000	
	雑損控除	㉕			0	000	
	医療費控除	㉖					
基礎控除	㉗			0	000		
合計	㉘						

※ 所得控除は「所得税法」の金額で記入してください。
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・道民税の納税方法
〇 給与から差引き(特別徴収)
〇 自分で納付(普通徴収)

6 給与の内訳

勤務先名	収入金額
	円
合 計	円

9 雑所得(公的年金等)に関する事項

支払者の名称	収入金額
	円
合 計	円

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差 引 金 額 (収入金額－必要経費)	特 別 控 除 額	所 得 金 額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	円
	長期					円
一 時					円	円
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。						こ 合 計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]

12 事業専従者に関する事項

1	氏名	続柄	生年月日	明・大 昭・平・令	専従者給与 (控除)額	円
	個人番号				従事月数	
2	氏名	続柄	生年月日	明・大 昭・平・令	専従者給与 (控除)額	
	個人番号				従事月数	
3	氏名	続柄	生年月日	明・大 昭・平・令	専従者給与 (控除)額	
	個人番号				従事月数	
所得税における青色申告の承認の有無			承認あり・承認なし		合 計 額	

13 別居の扶養親族等に関する事項

1	氏名	個人番号																		
	住所																			
2	氏名	個人番号																		
	住所																			
3	氏名	個人番号																		
	住所																			

17 所得金額調整控除に関する事項

氏名		続柄		生年月日	明・大 昭・平・令	特別障害者に 該当する場合	☐ 該 当	別居の場合の 住 所	
個人番号									

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
			国外株式等に係 る外国所得税額	

10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

14 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額 円
損益通算の特例適用 前の不動産所得	円
事業用資産の 譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白) 円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
☐ 他道府県の事務所等	

15 配当割額又は株式等譲渡所得
割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡 所得割額控除額	

16 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤 部分・都道府県、市区町村分 (特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県 市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」提出してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市・民税・道・民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

申告書の書き方

(給与・年金所得者向け)

令和 8 年度 市民税・道民税 (国民健康保険税) 申告書

表

上場株式等の申告不要制度利用の方は、「上場株式の申告不要制度を利用」と朱書きしてください。

(9) 収入金額

自営業の方や、不動産を持っている方は売上金額や家賃収入を記入してください。
給与や年金の支払いを受けている方は、総支給額を記入してください。(源泉徴収票の「支払金額」欄に書かれている金額)
給与勤務先の内訳は申告書裏面の「6 給与の内訳」欄に、年金支払者の内訳は同じく裏面の「9 雑所得(公的年金等)」に関する事項」に記入してください。※右記参照

(10) 所得金額

自営業や不動産を持っている方は、収入金額から必要経費を差し引いた額を記入してください。
給与や年金の支払いを受けている方は、下記の速算表により算出した金額を記入してください。
※所得金額調整控除の対象となる方は、速算表による算出金額から控除を差し引いた額

給与所得の速算表	
給与の収入金額(㉔)	給与所得金額
1円以上 650,999円以下	0円
651,000円以上 1,899,999円以下	(㉔)÷650,000円
1,900,000円以上 3,599,999円以下	(㉔)÷4 (千円未満の切り捨て) 算出金額(㉔)
3,600,000円以上 6,599,999円以下	(㉔)×2.8 (㉔)×3.2 -40,000円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	(㉔)×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上	(㉔)-1,950,000円

(12) 所得金額調整控除

17 所得金額調整控除に関する事項 (12)

氏名	続柄	生年月日	明・大 昭・平・令	特別障害者に 該当する場合	□ 該当	別居の場合の 住 所
個人番号						

1 子ども・特別障害者等を有する者の所得金額調整控除

令和7年中の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、(1)のイ〜ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、(2)の控除額を給与所得から控除します。
(1)適用対象者
イ 本人が特別障害者に該当する者
ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者
該当する方がいる場合には、申告書裏面の「17 所得金額調整控除に関する事項」に記入してください。
(2)所得金額調整控除額
(給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)−850万円)×10% = 控除額(※1万円未満の端数があるときは、切り上げ。)

2 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

令和7年中において、次の(1)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。※
(1)適用対象者
令和7年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者
(2)所得金額調整控除額
(給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円の場合は10万円)) − 10万円 = 控除額(※上記1の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。)

(11) 所得から差し引かれる金額

各控除の詳細については裏面をご覧ください。記入する際は所得税法の控除金額を記入してください。
市・道民税の計算の際には、市・道民税の控除額に置き換えて計算いたします。

(1) 個人番号

平成29年度より個人番号(マイナンバー)の記入が必要となりました。

(2) 社会保険料控除

給与・年金から引かれているものは、「給与・年金差引き」欄に合算して記入してください。
(※本人以外から差し引かれたものは含まない)
それ以外で、ご自身で納付書や口座振替にてお支払いしている国民健康保険や後期高齢者医療保険等は「国民健康保険・後期高齢者医療保険等」欄に、国民年金保険料等は「国民年金等」欄、介護保険料は「介護保険等」欄にそれぞれ記入し、全ての合計を「合計」欄に記入してください。

(3) 生命保険料控除・地震保険料控除

保険会社が作成した控除証明書に記載されている控除対象金額(支払金額)を記入してください。
計算式は裏面をご覧ください。

(4) 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除

寡婦控除とは、いわゆる「ひとり親」に該当せず、配偶者と離婚や死別をした場合に要件に当てはまる人が対象です。
ひとり親控除とは、婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない場合に要件に当てはまる人が対象です。
勤労学生控除とは、納税者自身が勤労学生である場合に要件を満たす人が対象です。
要件の詳細は裏面をご覧ください。

(5) 障害者控除

本人もしくは扶養している方が障害者手帳をお持ちの場合に対象となる控除です。
詳細は裏面をご覧ください。

(6) 配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者の方の氏名、生年月日、個人番号、合計所得金額を記入し、同居か別居にチェックをいれてください。
控除額の詳細は裏面をご覧ください。
合計所得金額が58万円以下で障害者控除の対象になる場合は、「障害者控除」欄にも記入してください。

(7) 扶養控除・特定親族特別控除

扶養親族の氏名、生年月日、個人番号、続柄を記入し、同居か別居にチェックをいれてください。
特定親族特別控除に該当する場合は特定親族欄に☑を入れてください。
別居の扶養親族がいる場合は、申告書裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。
控除額の詳細は裏面をご覧ください。
合計所得金額が58万円以下で障害者控除の対象に

(8) 医療費控除

申告の際は「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」を必ず添付してください。

市役所収受印	令和 8 年度 市民税・道民税 (国民健康保険税) 申告書	表		
現住所	恵庭市京町1番地	電話番号	××××-××-××××	
1月1日現在住所	同上	個人番号	××××××××××××	
提出年月日	フリガナ エニワ ケイタ	生年月日	世帯主の氏名	続柄
年 月 日	氏 名 恵庭 恵太	明・大 昭 28 年 6 月 11 日	恵庭 恵太	本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(2) 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料		
⑬	給与・年金差引き	59,400 円		
	国民健康保険・後期高齢者医療保険等	223,600 円		
	国民年金等			
	介護保険等	12,000 円		
合計		295,000 円		
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計		
	50,000 円	95,000 円		
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計		
(3) 地震保険料控除	介護医療保険料の計			
	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		
⑯ 4 所得から差し引かれる金額	⑰ □ 寡婦控除 (□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還)			
	⑱ □ ひとり親控除			
	⑲ □ 勤労学生控除 (学校名)			
	(5) ⑳ 障害者控除	1 氏名 恵庭 恵太	障害の程度 □ 特別 ☒ 普通 □ 同特	
	2 氏名	障害の程度 □ 特別 □ 普通 □ 同特		
	3 氏名	障害の程度 □ 特別 □ 普通 □ 同特		
(6) ㉑〜㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者氏名 恵庭 和花	生年月日 昭・大 昭 42・5・21	同一生計配偶者 (別居別居を問わず)	□ 同居 □ 別居
	個人番号 ××××××××××××	配偶者の合計所得金額 0 円	☒ 同居 ☐ 別居	
㉓〜㉔ 扶養控除・特定親族特別控除	氏名 (7) 恵庭 めぐみ	生年月日 昭・大 昭 15・11・19	□ 特定親族	同居・別居の区分 □ 同居 □ 別居
	個人番号 ××××××××××××	続柄 子	控除額 63 万円	
	氏名	生年月日 昭・大 昭	□ 特定親族	同居・別居の区分 □ 同居 □ 別居
	個人番号	続柄	控除額	
	氏名	生年月日 昭・大 昭	□ 特定親族	同居・別居の区分 □ 同居 □ 別居
	個人番号	続柄	控除額	
㉕ 16 歳未満の扶養親族	氏名	生年月日 平・令	同居・別居の区分 □ 同居 □ 別居	
	個人番号	続柄	控除額	
	氏名	生年月日 平・令	同居・別居の区分 □ 同居 □ 別居	
	個人番号	続柄	控除額	
㉖ 雑損控除	氏名	生年月日 平・令	同居・別居の区分 □ 同居 □ 別居	
	個人番号	続柄	控除額	
	氏名	生年月日 平・令	同居・別居の区分 □ 同居 □ 別居	
	個人番号	続柄	控除額	
㉗ 医療費控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
	損害金額	保険金などで補填される金額	差し損失額のうち災害関連支出の金額	
	円	円	円	
㉘	支払った医療費等	保険金などで補填される金額		
	92,345 円	20,000 円		

※ 所得控除は所得税法の金額で記入してください。
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・道民税の納税方法
☐ 給与から源泉(特別徴収)
☐ 自分で納付(普通徴収)

所得控除（所得から差し引かれる金額）について

社会保険料控除

令和7年中に支払った社会保険料の合計金額。所得税と市・道民税の控除額は同じです。

生命保険料控除

I 新契約(平成24年1月1日以降に契約した生命保険、個人年金保険、介護医療保険)

所得税		市・道民税	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料の金額	12,000円以下	支払保険料の金額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
80,000円超	40,000円(上限)	56,000円超	28,000円(上限)

II 旧契約(平成23年12月31日以前に契約した生命保険、個人年金保険)

所得税		市・道民税	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料の金額	15,000円以下	支払保険料の金額
25,000円超50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円	15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
50,000円超100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
100,000円超	50,000円(上限)	70,000円超	35,000円(上限)

下記の表を使って計算すると便利です。

一般の生命保険料					
新保険料等の金額の合計額	A	円	Aの金額を上記計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	①(額表40,000円)	円
旧保険料等の金額の合計額	B	円	Bの金額を上記計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額	②(額表50,000円)	円
介護医療保険料					
保険料等の金額の合計額	C	円	Cの金額を上記計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	③(額表40,000円)	円
個人年金保険料					
新保険料等の金額の合計額	D	円	Dの金額を上記計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	④(額表40,000円)	円
旧保険料等の金額の合計額	E	円	Eの金額を上記計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額	⑤(額表50,000円)	円
生命保険料控除(①+②+③)				円	

地震保険料控除

区分	所得税控除額			市・道民税控除額		
	支払金額	計算式	限度額	支払金額	計算式	限度額
地震保険料	1円以上	支払保険料の金額	50,000円	1円以上	支払保険料×1/2	25,000円
旧長期損害保険料	10,000円以下	支払保険料の金額	15,000円	5,000円以下	支払保険料の金額	10,000円
	10,001円以上20,000円以下	支払保険料×1/2+5,000円		5,001円以上15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円	
	20,001円以上	一律15,000円		15,001円以上	一律10,000円	
合わせて	合計(最高50,000円まで)			合計(最高25,000円まで)		

※旧長期損害保険料～平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(地震保険料控除証明書をご確認ください。)

勤労学生控除

合計所得金額が85万円以下、勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下である方が対象です。

所得税控除額	市・道民税控除額
27万円	26万円

障害者控除

区分	普通障害者	特別障害者	同居特別障害者
本人	27万 (26万)	40万 (30万)	-
扶養1人につき	27万 (26万)	40万 (30万)	75万 (53万)

※特別障害者は身体障害1・2級、療育A、精神障害1級、要介護認定4・5が該当。

※要介護認定を受けている方は介護福祉課発行の「障害者控除対象者認定書」を添付してください。

※表の上段は所得税、下段()内は住民税の控除額。

※16歳未満の年少扶養親族も控除対象。

寡婦控除、ひとり親控除

		配偶関係		死 別	離 別	未婚のひとり親
		本人合計所得		～500万	～500万	～500万
本人が女性	扶養親族	あり	子	35万 (30万)	35万 (30万)	35万 (30万)
			子以外	27万 (26万)	27万 (26万)	-
		なし		27万 (26万)	-	-
				寡婦控除		

		配偶関係		死 別	離 別	未婚のひとり親
		本人合計所得		～500万	～500万	～500万
本人が男性	扶養親族	あり	子	35万 (30万)	35万 (30万)	35万 (30万)
			子以外	-	-	-
		なし		-	-	-
				ひとり親控除		

※死別・離別・未婚とも、住民票で事実婚であると明記されている場合を除く。寡婦控除については、配偶者の生死が明らかでない(生死不明・未帰還)人も対象。

※表の上段は所得税、下段()内は住民税の控除額。

配偶者控除・配偶者特別控除

申告者の令和7年中の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の対象とはなりません。しかし同一生計配偶者となり、住民税を計算する上では扶養扱いになります。同一生計配偶者に該当する場合は、申告書表面「同一生計配偶者」欄に✓を記入してください。

下記の判定表で、申告者の合計所得金額(A)～(C)、配偶者の合計所得金額①～④、どこに該当するか確認の上、控除額表に当てはめて確認してください。

判定表	申告者の令和7年中の合計所得金額		配偶者の令和7年中の合計所得金額	
	(A)	900万円以下(給与収入の場合1,095万円以下)	①	58万円以下かつ年齢70歳以上(S31.1.1以前生)
	(B)	900万円超950万円以下(給与収入の場合1,095万円超1,145万円以下)	②	58万円以下かつ年齢70歳未満
	(C)	950万円超1,000万円以下(給与収入の場合1,145万円超1,195万円以下)	③	58万円超95万円以下
			④	95万円超133万円以下

控除額表		配偶者控除		配偶者特別控除									
	①	②	③	④									
				95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下		
				A	48万円 (38万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	36万円 (33万円)	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円
B	32万円 (26万円)	26万円 (22万円)	26万円 (22万円)	24万円 (22万円)	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円		
C	16万円 (13万円)	13万円 (11万円)	13万円 (11万円)	12万円 (11万円)	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円		

※表の左側は所得税、右側()内は住民税の控除額。その他は所得税控除・住民税控除同額。

扶養控除

扶養親族の合計所得金額が58万円以下である場合に適用。

区 分	対象生年月日	控 除 額	区 分	対象生年月日	控 除 額
老人扶養親族（70歳以上）	S31.1.1以前	同居 58万円 （45万円）	一般の控除対象扶養親族	S31.1.2～H22.1.1	38万円 （33万円）
		別居 48万円 （38万円）			年少扶養親族（16歳未満）

※表の左側は所得税、右側()内は住民税の控除額。

※死亡している場合は死亡日までの現況となる。

特定親族扶養控除・特定親族特別控除

扶養親族(19歳以上23歳未満)の合計所得金額が123万円以下の場合に適用。

控除額表	特定親族扶養控除		特定親族特別控除												
	58万円以下		58万円超 85万円以下		85万円超 90万円以下		90万円超 95万円以下		95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下	123万円超
	63万円	(45万円)	63万円	(45万円)	61万円	(45万円)	51万円	(45万円)	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円	0円

※表の左側は所得税、右側()内は住民税の控除額。その他は所得税控除・住民税控除同額。

基礎控除

納税者本人の合計所得に応じてそれぞれ次のとおりです。

令和7年中の合計所得金額	加算額	控除額	令和7年中の合計所得金額	控除額
132万円以下	37万円	95万円 (43万円)	2,350万円超2,400万円以下	48万円 (43万円)
132万円超366万円以下	30万円	88万円 (43万円)	2,400万円超2,450万円以下	32万円 (29万円)
366万円超489万円以下	10万円	68万円 (43万円)	2,450万円超2,500万円以下	16万円 (15万円)
489万円超655万円以下	5万円	63万円 (43万円)	2,500万円超	0円 (0円)
655万円超2,350万円以下	0円	58万円 (43万円)		

※控除額の左側は所得税、右側()内は住民税の控除額。

※加算額は令和7年～8年のみだが、合計所得金額132万円以下の37万円については令和9年以降も継続。

恵庭市役所総務部財務室 税務課 市民税担当
0123(33)3131 内線1413～1415